

非破壊試験によるコンクリート構造物中の
配筋状態及びかぶり測定要領

平成 24 年 3 月

国土交通省大臣官房技術調査課

目 次

1. はじめに	1
2. 適用範囲	1
3. 施工者の実施事項	1
3.1 試験法の選定	1
3.2 事前準備	1
(1) 設計諸元の事前確認	1
(2) 施工計画書への記載	1
3.3 測定の実施及び判定	1
3.4 測定に関する資料の提出等	1
4. 監督職員の実施事項	4
4.1 採用する試験法の承諾	4
4.2 施工計画書における記載事項の把握	4
4.3 測定の立会及び報告書の確認	4
5. 検査職員の実施事項	4
6. 測定方法	5
6.1 試験法について	5
(1) 対象構造物に適用する試験法	5
(2) 試験法の採用条件等	5
(3) 非破壊試験における留意点	7
(4) 測定手順	9
6.2 測定者	11
6.3 測定位置	11
(1) 測定位置の選定	11
6.4 判定基準	13
6.5 非破壊試験による測定の省略について	15
(1) 橋梁下部工柱部	15
(2) ボックスカルバート	15

1. はじめに

本要領は、コンクリート構造物内部の鉄筋の配筋状態及びかぶりを対象として探査装置を用いた非破壊試験による測定を行うにあたり、施工者の施工管理（品質管理）及び発注者の監督・検査における実施内容を定めたものである。

2. 適用範囲

橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m³以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。

3. 施工者の実施事項

3.1 試験法の選定

「6.1(1)対象構造物に適用する試験法」に従い、対象構造物に適用する試験法を選定する。

3.2 事前準備

(1) 設計諸元の事前確認

探査試験を開始する前に、探査箇所の設計図及び完成図等の既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元（形状、鉄筋径、かぶり、間隔等）を事前に確認する。

(2) 施工計画書への記載

施工者は、事前調査結果に基づき測定方法や測定位置等について、施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3.3 測定の実施及び判定

施工者は、「6. 測定方法」に従い、コンクリート構造物の配筋状態及びかぶりの測定を実施し、その適否について判定を行うものとする。

3.4 測定に関する資料の提出等

施工者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員からの請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

測定結果については、表 1 に示す内容を網羅した測定結果報告書を作成し、測定後随時、提出するものとする。

鉄筋探査の流れを図 1 に示す。

表 1 測定結果報告書に記載すべき事項

種 別	作成 頻度	報告すべき内容		添付資料
工事概要及び測定装置	工事毎	工事名称		
		構造物名称		
		測定年月日		
		測定場所		
		測定技術者 (所属、証明書番号、署名)		一定の技術を証明する資料
		探査装置 (名称、形状、製造番号、製造会社名、連絡先)		
		探査装置の校正記録		①校正記録 ②略図 ③写真
測定結果	精度向上へ向けた補正	電磁波レーダ法	比誘電率の算出を行った対象（測定箇所）の形状、材質及び測定面状態	
			測定結果	①測定結果図 ②結果データ
		電磁誘導法	かぶり補正値の算出を行った対象の鉄筋径、板の材質	
			測定結果	①測定結果図 ②結果データ
測定結果	測定毎	構造物の種類 (橋梁下部工、橋梁上部工、ボックスカルバート工)		
		測定対象の構造・構成及び測定箇所		測定箇所位置図 (構造図に測定箇所を明示し、箇所を特定する記号を付した図)
		測定対象の配筋状態		配筋図、施工図等
		測定結果 (測定箇所ごとの①設計値②許容誤差③最小かぶり④算出に用いる比誘電率・かぶり補正値⑤測定値⑥適合の判定結果を一覧表にするものとし、測定対象、測定箇所は、記号を付ける等の方法により試験箇所位置図と対応させる。)		①測定結果図 ②結果データ ③測定結果一覧表 ④測定状況の写真
		不合格箇所 [※]		
		指摘事項 [※] (段階確認等において、監督職員等に指摘された事項を記入すること。)		
		協議事項 [※] (監督職員との協議事項等について記入すること)		

※ 不合格時のみ報告する事項

注) 電磁波レーダ法及び電磁誘導法以外の試験方法で測定を行った場合の報告書の記載事項については、監督職員と協議の上作成するものとする。

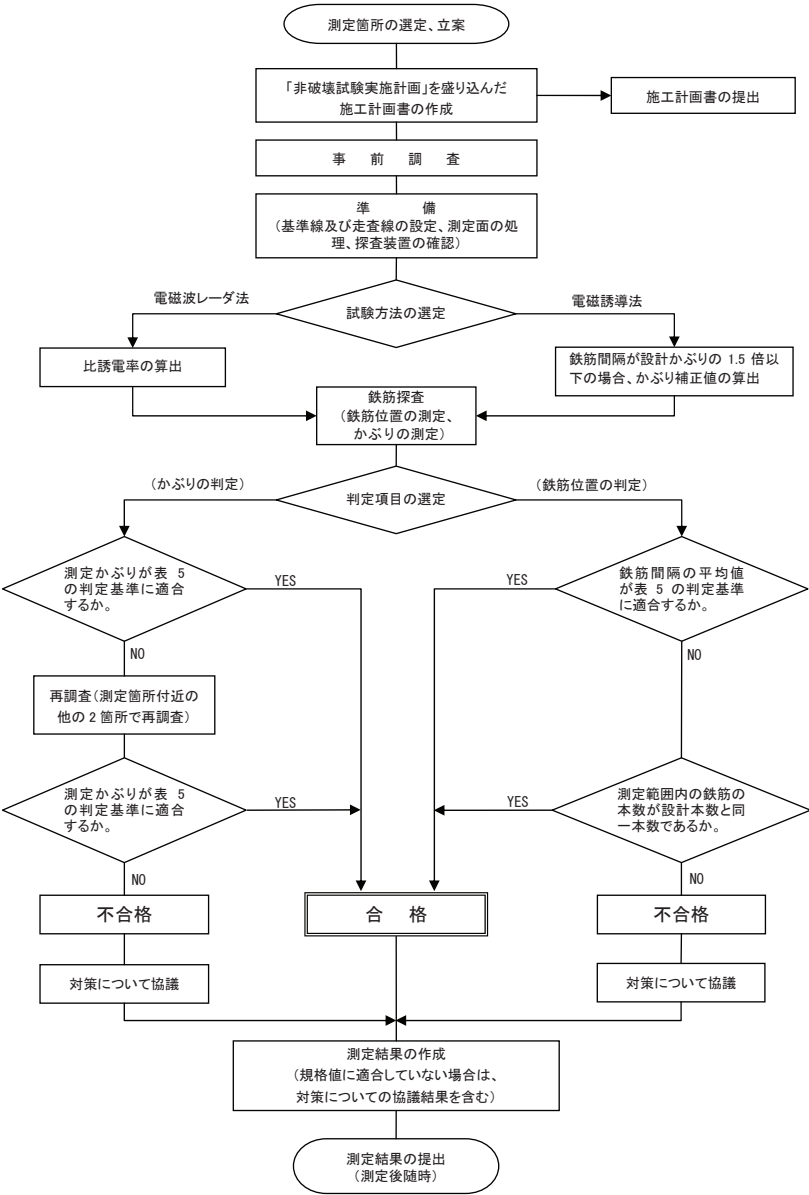


図 1 鉄筋探査の流れ

4. 監督職員の実施事項

4.1 採用する試験法の承諾
(電磁誘導法及び電磁波レーダ法以外による試験法を採用する場合のみ)

監督職員は、施工者から提出された採用する試験法に関する書類を確認し、測定を実施する前に承諾するものとする。

4.2 施工計画書における記載事項の把握

監督職員は、施工者から提出された施工計画書により、非破壊試験による品質管理計画の概要を把握する。概要の把握は、主に次の事項の確認によって行うものとする。

- 1) 対象構造物
- 2) 試験法
- 3) 測定位置

4.3 測定の立会及び報告書の確認

監督職員は、施工者が行う非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1 箇所以上）し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認するものとする。なお、本測定の実施に関する資料は、必要に応じて施工中に提示を求めることができる。

5. 検査職員の実施事項

検査職員は、完成検査時に対象となる全ての測定結果報告書を確認する。なお、中間技術検査においても、対象となる全ての測定結果報告書を確認するものとする。

6. 測定方法

6.1 試験法について

(1) 対象構造物に適用する試験法

1) 橋梁上部工

橋梁上部工は、電磁誘導法を使用することを標準とする。

2) 橋梁下部工

橋梁下部工は、電磁波レーダ法を使用することを標準とする。

3) ボックスカルバート

ボックスカルバートは、電磁誘導法または電磁波レーダ法を標準とする。

表 2 対象構造物の測定部位に適用する試験法

対象構造物	標準とする試験法
橋梁上部工	電磁誘導法
橋梁下部工	電磁波レーダ法
ボックスカルバート	電磁誘導法、電磁波レーダ法

(2) 試験法の採用条件等

測定に用いる各試験法は、表 3 に示す性能を満たす測定装置を用いて行うものとする。記録装置は、得られたデジタル又はアナログ出力を記録できるものとする。

なお、電磁誘導法及び電磁波レーダ法以外で表 3 に示す性能を確保できる試験法により実施する場合は、事前にその試験方法に関する技術資料を添付して監督職員の承諾を得るものとする。

表 3 探査装置の性能（電磁誘導、電磁波レーダ法共）

種 別	項 目			要求性能（電磁誘導、レーダ共）
基本性能	対象となる鉄筋の種類			呼び名 D10～D51（注１）を測定できること
	分解能	距離		5mm 以下であること
		かぶり		2～3mm 以下であること
測定精度	間隔の測定精度			±10mm 以下であること
	かぶりの測定精度			±5mm 以下であること
	測定可能な鉄筋の間隔 （中心間距離）	電磁誘導法 （注３）	設計かぶりが50mm 未満の場合	75mm の鉄筋間隔が測定できること
			設計かぶりが50mm 以上の場合	設計かぶり×1.5 の距離の鉄筋間隔が測定できること
		電磁波レーダ法	設計かぶりが75mm 未満の場合	75mm の鉄筋間隔が測定できること
			設計かぶりが75mm 以上の場合	設計かぶりの距離の鉄筋間隔が測定できること
記録機能	データの記録			・デジタル記録であること ・容量（注２）1 日分の結果を有すること

注 1）当該工事で使用する鉄筋径が探査可能であれば可

注 2）装置内の記録だけでなく、データをパソコンに転送、メモリーカードに記録できる機能などでも良い。

注 3）電磁誘導法における鉄筋間隔が設計かぶりの 1.5 倍以下の場合、「電磁誘導法による近接鉄筋の影響の補正方法」の方法（（独）土木研究所HP）により、近接鉄筋の影響についての補正を行う。

(3) 非破壊試験における留意点

非破壊試験による配筋状態およびかぶり測定における留意点を以下に示す。

1) 測定機器の校正

探査装置は、メーカー等により校正された機材を用い、測定者は使用に際して校正記録を確認するものとする。

2) 測定精度向上のための補正方法

a) 電磁誘導法におけるかぶり測定値の補正方法

電磁誘導法による測定では、鉄筋の配筋状態が異なると磁場の影響が異なるため、かぶり測定値の補正が必要となる。したがって、実際の配筋状態によって補正值を決定しておくものとする。（詳細については、別途、測定要領（解説）を参照すること）

b) 電磁波レーダ法における比誘電率分布の補正方法

電磁波レーダ法による測定は、測定対象物のコンクリートの状態（特に含水率の影響が大きい）により比誘電率が異なることにより、測定に先立ち比誘電率分布を求めるものとする。（詳細については、別途、測定要領（解説）を参照すること）

表 4 補正測定が必要な条件及び頻度

	補正が必要な条件	測定頻度	
		配筋条件	コンクリート条件
電磁波レーダ法における比誘電率分布の補正	含水状態が異なると考えられる部位ごとに測定 例えば、 ・コンクリート打設日が異なる場合 ・脱型時期が異なる場合 ・乾燥状態が異なる場合（例えば、南面は日当たりがいいが、北面ははじめしている）など	配筋条件が異なる毎に測定	現場施工条件を考慮し、測定時のコンクリート含水率が同一となると考えられる箇所毎
電磁誘導法におけるかぶり測定値の補正	鉄筋間隔が、設計かぶりの 1.5 倍以下の場合	配筋条件が異なる毎に測定	—

3) 測定面の表面処理

コンクリート構造物は測定が良好に実施出来るよう、コンクリート構造物の汚れ等測定を妨げるものが存在する場合には、これらを除去する等、測定面の適切な処理を行うこと。

4) 電磁波レーダ法による測定時の留意点

電磁波レーダ法による測定の場合、以下の条件に該当する構造物は測定が困難となる可能性がある為、それらの対処法について検討しておくものとする。

- ・鉄筋間隔がかぶり厚さに近い小さい場合。
- ・脱型直後、雨天直後など、コンクリート内に水が多く含まれている場合。
- ・鉄筋径が太い場合。

また、電磁波レーダ法については、現場の工程に支障の及ばない範囲において、コンクリートの乾燥期間を可能な限り確保した上で測定を行うこと。

(4) 測定手順

配筋状態の測定は、60cm×60cm以上の範囲における鉄筋間隔、測定長さあたりの本数を対象とするものである。

コンクリート構造物中の配筋状態及びかぶりの探査は、走査線上に探査装置を走査することによって行う。以下に基準線、走査線の設定から測定までの手順を示す。なお、各段階において参照する図については、下部工柱部を想定して作成したものである。

1) 基準線、走査線の設定及び鉄筋位置のマーキング

- ①探査面（コンクリート表面）の探査範囲（60cm×60cm以上）内に予想される鉄筋の軸方向に合わせて、直交する2本の基準線（X、Y軸）を定めマーキングする。
- ②次に、基準線に平行にX軸、Y軸それぞれ測定範囲の両端及び中央に走査線3ラインを格子状にマーキングする。
- ③マーキングされた走査線上を走査することにより配筋状態の探査を行い、鉄筋位置のマーキングを行う（図2参照）。

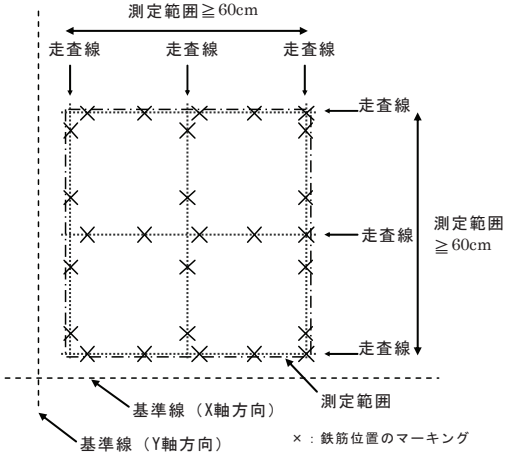


図2 配筋状態の測定（鉄筋位置のマーキング）

2) 鉄筋位置の作図及びかぶり走査線の設定

鉄筋位置のマーキング 3 点を結び、測定面に鉄筋位置を示す。作図された鉄筋位置により配筋状態を確認した後、かぶりの測定に際し、鉄筋間の中間を選定し、測定対象鉄筋に直交する 3 ラインのかぶり測定走査線を設定する（図 3 参照）。

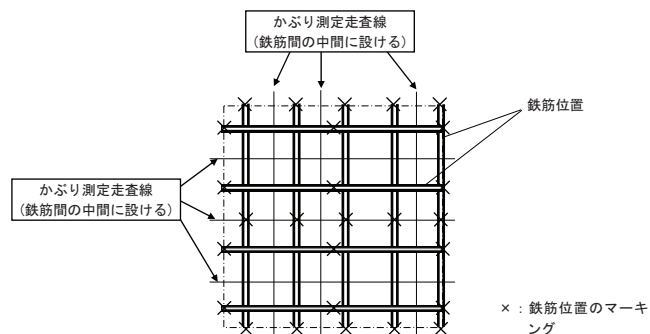


図 3 鉄筋位置の作図及びかぶり走査線の設定

3) かぶりの測定

かぶり測定走査線にて測定を行い、全ての測点の測定結果についての判定基準により適否の判断を行う（図 4 参照）。

なお、かぶりの測定は、設計上最外縁の鉄筋を対象に行うこととする。

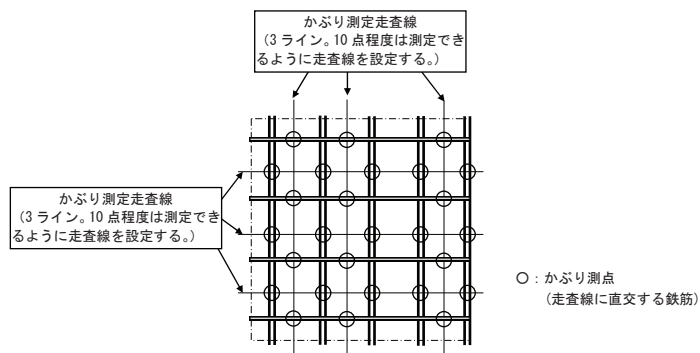


図 4 かぶりの測定

6.2 測定者

本測定の実施に際しては、各試験に固有の検査技術ならびにその評価法について十分な知識を有することが必要である。このため、施工者は、測定者の有する技術・資格などを証明する資料を添付し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6.3 測定位置

(1) 測定位置の選定

測定位置は、以下の 1) ～3) を参考にして、応力が大きく作用する箇所や隅角部等施工に際してかぶり不足が懸念される箇所、コンクリートの剥落の可能性がある箇所などから選定するものとする。

なお、測定断面数や測定範囲等について、対象構造物の構造や配筋状態等により上記により難い場合は、発注者と協議の上変更してもよい。

また、段階確認による非破壊試験の測定の省略については、「6.5 非破壊試験による測定の省略について」を参照のこと。

1) 橋梁上部工

1 径間当たり 3 断面（支間中央部および支点部近傍）の測定を行うことを標準とする。各断面における測定箇所は、図 5 を参考に選定するものとする。

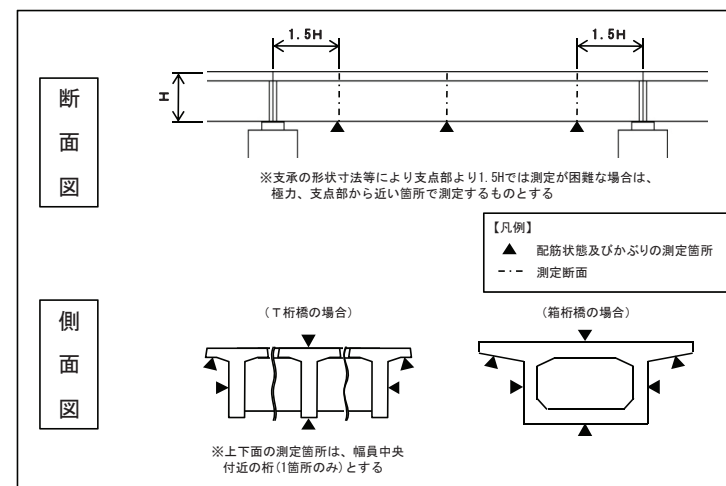


図 5 橋梁上部工の測定位置（例）

2) 橋梁下部工

柱部は3断面（基部、中間部および天端部付近）、張出し部は下面2箇所の測定を行うことを標準とする。各断面における測定箇所は、図6を参考に選定するものとする。

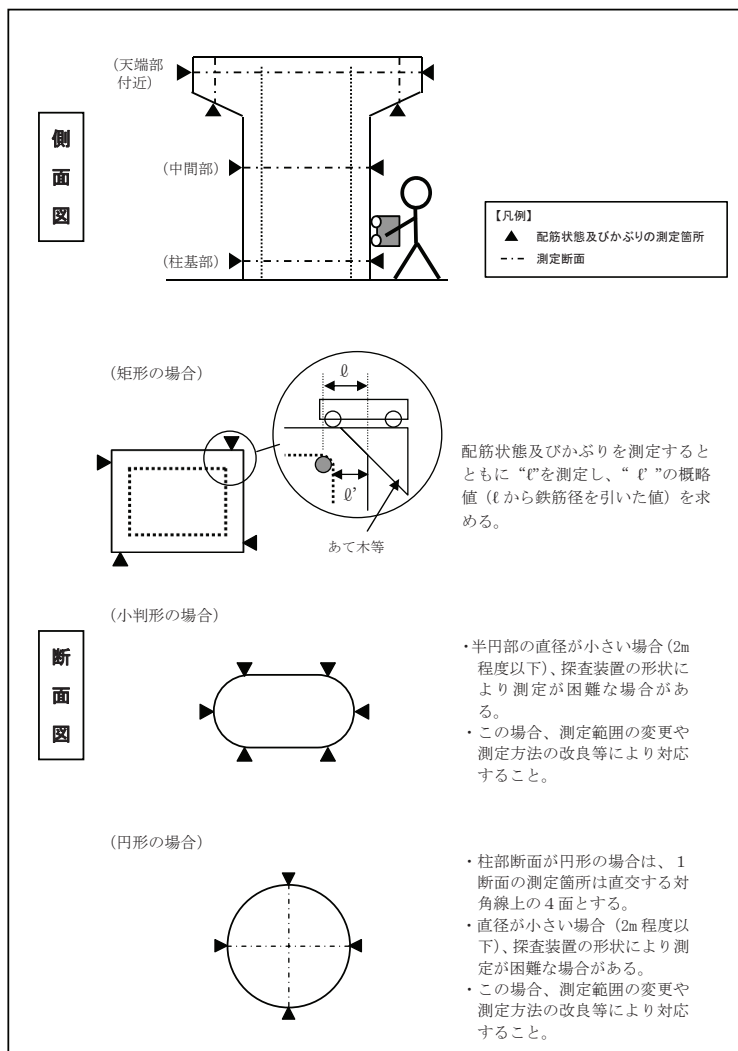


図6 橋梁下部工の測定位置（例）

12

3) ボックスカルバート

1基あたり2断面の測定を行うことを標準とする。各断面における測定箇所は、図7を参考に選定するものとする。

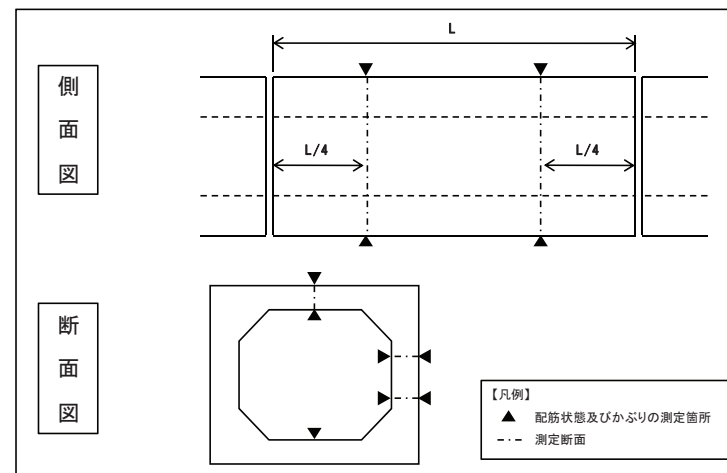


図7 ボックスカルバートの測定位置（例）

6.4 判定基準

配筋状態及びかぶりの適否判定は、表5により適否の判定を行うものとする。

なお、判定を行う際の測定値は、単位はmm、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入するものとする。

適否の判断において不良となった測点については、当該測点から鉄筋間隔程度離して両側に走査線を設定し、再測定を行い適否の判断を行う。再測定において1測点でも不良となった場合は、不合格とする。

表5 非破壊試験結果の判定基準

項 目	判定基準
配筋状態 (鉄筋の測定中心間隔の平均値)	規格値（＝設計間隔 $\pm\phi$ ） $\pm 10\text{mm}$ 上記の判定基準を満たさなかった場合は、設計本数と同一本数以上であることで合格とする
かぶり	（設計値 $+\phi$ ） $\times 1.2$ 以下 かつ、 下記いずれかの大きい値以上とする （設計値 $-\phi$ ） $\times 0.8$ 又は、最小かぶり $\times 0.8$

ここで、 ϕ ：鉄筋径

注5)

出来形管理基準による配筋状態及びかぶりの規格値（以下、規格値という）は、出来形管理基準にお

13

いて表 4 の様に示されている。コンクリート打設後の実際の配筋状態及びかぶりは、この「規格値」を満たしていれば適正であるといえる。

なお、「規格値」において、 $\pm\phi$ の範囲（ただし、かぶりについては最小かぶり以上）を許容しているが、これは施工誤差を考慮したものである（図 8 A 部分 参照）。

注 6)

現状の非破壊試験の測定技術においては、実際の鉄筋位置に対して測定誤差が発生する。このため、非破壊試験においては、測定誤差を考慮して判定基準を定めている。

「判定基準」では、この測定誤差の精度を、鉄筋の測定中心間隔の平均値については $\pm 10\text{ mm}$ 、かぶりについては $\pm 20\%$ 以内であるとして、「規格値」よりも緩和した値としている（図 8 B 部分 参照）。

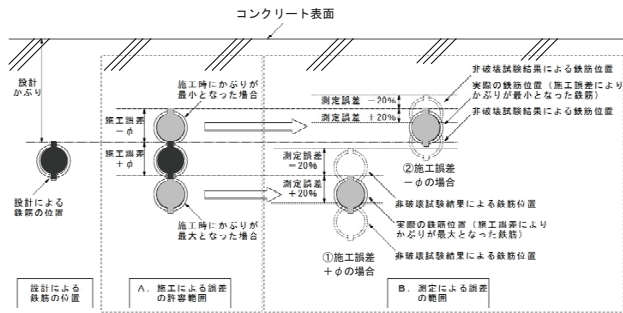


図 8 かぶりの施工誤差及び測定誤差

6.5 非破壊試験による測定の省略について

下部工柱部およびボックスカルバートにおける一部の断面については、測定箇所近傍の打継目においてコンクリート打設前に鉄筋のかぶりを段階確認時に実測した場合は、非破壊試験による測定を省略してもよいものとする。

(1) 橋梁下部工柱部

下部工柱部 中間部については、近傍の打継目においてコンクリート打設前に主筋のかぶりを段階確認時に実測した場合、測定を省略してもよいものとする。（図 (a) 参照）

(2) ボックスカルバート

側壁部については、近傍の打継目においてコンクリート打設前に主筋のかぶりを段階確認時に実測した場合、測定を省略してもよいものとする。（図 (b) 参照）

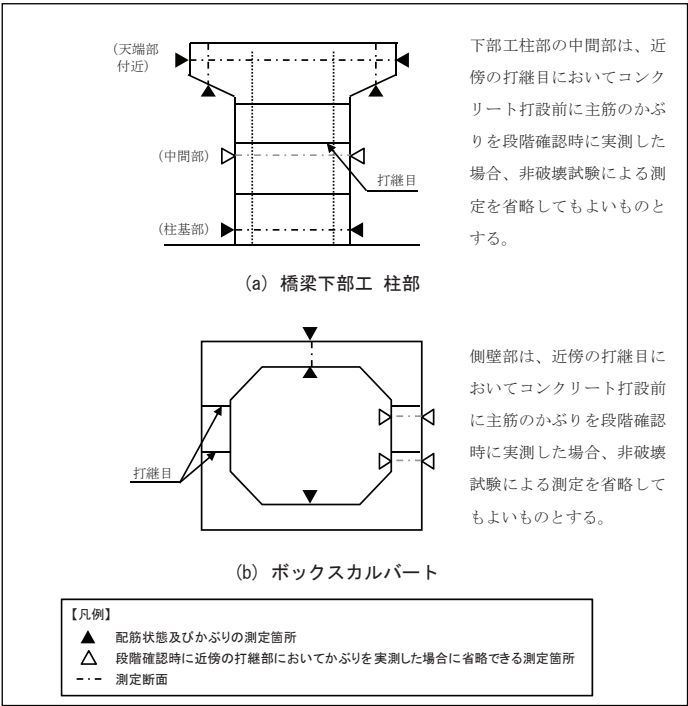


図 9 非破壊試験による測定の省略

微破壊・非破壊試験による
コンクリート構造物の強度測定要領

平成 24 年 3 月

国土交通省大臣官房技術調査課

目 次

1. はじめに	1
2. 適用範囲	1
3. 施工者の実施事項	1
3.1 試験法の選定	1
3.2 事前準備	1
(1) 設計諸元の事前確認	1
(2) 施工計画書への記載	1
(3) 検量線の作成（非破壊試験の場合のみ）	2
3.3 非破壊試験の実施及び判定	2
3.4 測定に関する資料の提出等	3
4. 監督職員の実施事項	6
4.1 採用する試験法の承諾	6
4.2 施工計画書における記載事項の把握	6
4.3 測定の立会及び報告書の確認	6
5. 検査職員の実施事項	6
6. 測定方法	7
6.1 試験法について	7
(1) 対象構造物に適用する試験法	7
(2) 試験法の採用条件等	8
(3) 各試験法の留意点	9
6.2 測定者	10
6.3 測定回数	10
6.4 測定位置	11
(1) 測定位置の選定	11
(2) 測定位置決定及び測定に際しての留意点	11
(3) 測定箇所の配置例	12
6.5 判定基準	14
6.6 測定における測線の縮減について	15
(1) 測線数の縮減条件	15
(2) 測定箇所の配置例	16

1. はじめに

本要領は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行うにあたり、施工者の施工管理（品質管理）及び発注者の監督・検査における実施内容を定めたものである。

2. 適用範囲

橋長 30m 以上の橋梁上部工及び下部工を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。

なお、本要領によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第 61 号、平成 13 年 3 月 27 日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。

3. 施工者の実施事項

3.1 試験法の選定

「6.1 (1) 対象構造物に適用する試験法」に従い、対象構造物の対象部位に適用する試験法を選定する。

3.2 事前準備

(1) 設計諸元の事前確認

施工者は、測定を開始する前に、測定位置の設計図及び既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元（コンクリートに関する資料、構造物の形状、配筋状態など）を事前に確認する。

(2) 施工計画書への記載

施工者は、事前調査結果に基づき測定方法や測定位置等について、施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(3) 検量線の作成（非破壊試験の場合のみ）

超音波法及び衝撃弾性波法による非破壊試験については、圧縮強度推定において検量線（キャリブレーション）が必要であることから、円柱供試体を作製し、強度と推定指標の定量的な関係を求める。

検量線は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に示す材齢において円柱供試体を用いた圧縮強度試験を実施することにより、作成すること。

なお検量線は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に示す方法において円柱供試体を用いた圧縮強度試験を実施することにより、作成すること。

3.3 非破壊試験の実施及び判定

施工者は、「6. 測定方法」に従い、コンクリート強度の測定を実施し、その適否について判定を行うものとする。

3.4 測定に関する資料の提出等

施工者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員からの請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

測定結果については、表 1 及び表 2 に示す内容を網羅した測定結果報告書を作成し、提出するものとする。

表 1 測定結果報告書に記載すべき事項（微破壊試験の場合）

No.	報告内容	記載すべき事項
1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など
2	試験年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）
3	測定位置の概要（測定位置図）	試験体採取位置図
4	測定者名※	測定者名、講習会受講証明に係る書類
5	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度
6	測定結果	圧縮強度試験結果、 コア供試体の外観・破壊状況（小径コアの場合）
7	判定結果	合否判定

※外部供試体において、講習会受講者より指導を受けた者が測定した場合、指導を受けた「証明書」保有者の氏名を併記するとともに、指導者の「証明書」のコピーを添付する。

表 2 測定結果報告書に記載すべき事項（非破壊試験の場合）

No.	報告内容	記載すべき事項
1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など
2	測定年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）
3	測定位置の概要（測定位置図）	試験箇所位置図
4	測定者名	測定者名、講習会受講証明に係る書類
5	測定機器に係る資料	超音波装置の型式、製造番号、 測定機器の校正記録
6	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度
7	検量線に係る資料	圧縮強度試験実施材齢、圧縮強度試験結果、 検量線の関数式
8	測定結果	音速に関する試験結果（探触子間隔、伝搬時間、 音速値など）、 強度推定結果（測定材齢時の圧縮強度）、 基準材齢（28 日）補正強度、 構造物コンクリート強度（強度判定値）
9	判定結果	合否判定

微破壊・非破壊試験の流れを図 1 及び図 2 に示す。

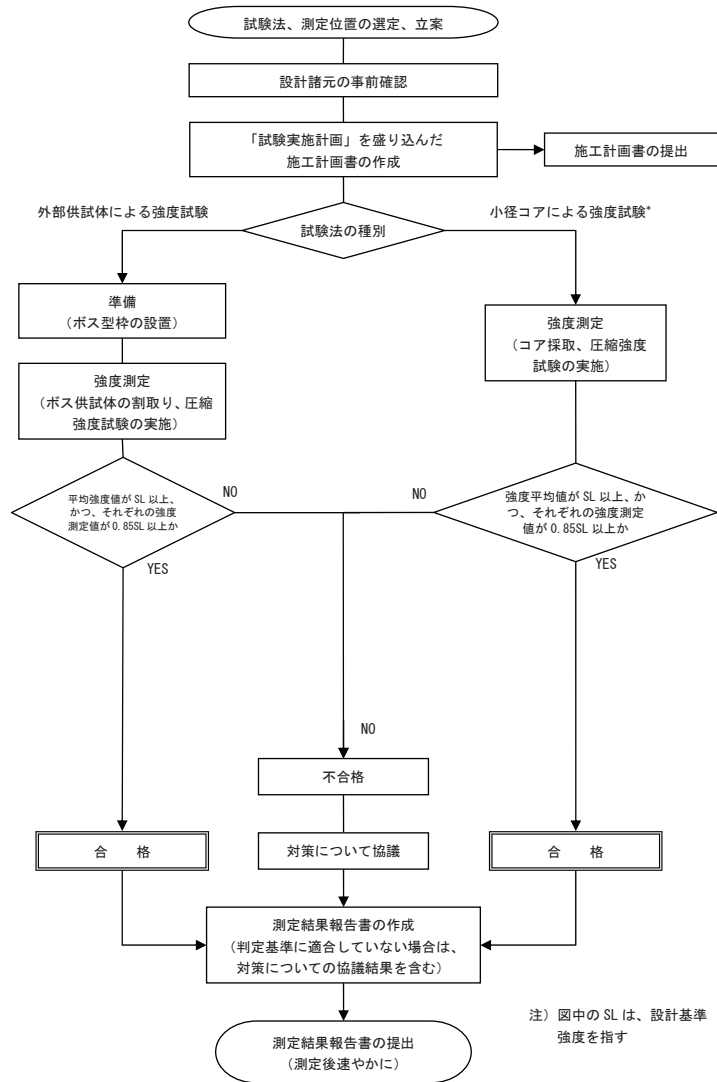


図 1 微破壊試験の流れ

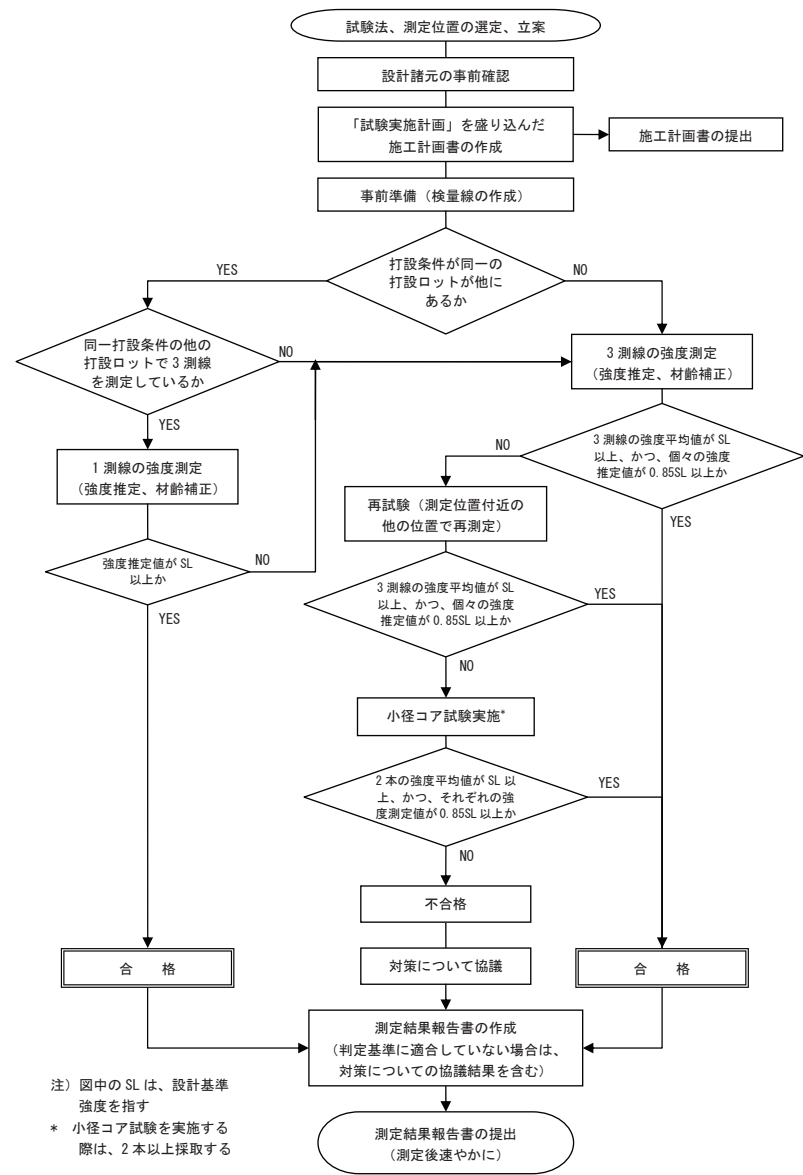


図 2 非破壊試験の流れ

4. 監督職員の実施事項

4.1 採用する試験法の承諾

監督職員は、施工者から提出された採用する試験法に関する書類を確認し、測定を実施する前に承諾するものとする。

4.2 施工計画書における記載事項の把握

監督職員は、施工者から提出された施工計画書により、微破壊・非破壊試験による品質管理計画の概要を把握する。概要の把握は、主に次の事項の確認によって行うものとする。

- 1) 対象構造物
- 2) 試験法
- 3) 測定位置

4.3 測定の立会及び報告書の確認

監督職員は、施工者が行う非破壊試験に対し、1 工事に付き 1 回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1 箇所以上）し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認するものとする。なお、本測定の実施に関する資料は、必要に応じて施工中に提示を求めることができる。

5. 検査職員の実施事項

検査職員は、完成検査時に対象となる全ての測定結果報告書を確認する。なお、中間技術検査においても、対象となる全ての測定結果報告書を確認するものとする。

6. 測定方法

6.1 試験法について

(1) 対象構造物に適用する試験法

1) フーチング部

完成後不可視部分となるフーチング部は、構造物の側面に設けた供試体（以下、「外部供試体」という）による試験を標準とする。なお、埋戻し等の工程に支障がない場合には、「外部供試体」に替えて、「小径コア」による試験あるいは非破壊試験を実施しても良い。

2) 柱部・張出し部、桁部

完成後可視部分である、下部工柱部・張出し部及び上部工桁部は、非破壊試験である超音波を用いた試験方法（以下、「超音波法」という）及び衝撃弾性波を用いた試験方法（以下、「衝撃弾性波法」という）のいずれかの方法で実施することを標準とする。
なお、非破壊試験による強度推定値が「6.5 可否判定基準」を満たさない場合には、「小径コア」による試験を実施する。

表 3 対象構造物の測定部位に適用する強度試験法

対象構造物	測定部位	標準とする試験法
橋梁上部工	桁部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施
橋梁下部工	柱部・張出し部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施
	フーチング部	外部供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コアによる試験あるいは非破壊試験を実施してもよい

(2) 試験法の採用条件等

強度測定に用いる各試験法は、表 4 に示す条件を満たすものとする。

なお、採用する試験法については、事前にその試験方法に関する技術資料を添付して監督職員の承諾を得るものとする。

表 4 試験法の採用条件等

試験法		試験法の条件
微 破 壊	外部供試体	・外部型枠の作成・設置・強度測定・強度補正方法について確立している方法を用いること
	小径コア	・φ50mm 以下とし通常用いられている φ100mm コアに対する強度補正方法が確立していること ・寸法効果が確認されている試験法であること
非 破 壊	超音波法	・コンクリート構造物の音速測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100mm コア強度に対して、±15%程度の精度を有していること
	衝撃 弾性波法	・コンクリート構造物の弾性波速度測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100mm コア強度に対して、±15%程度の精度を有していること

(3) 各試験法の留意点

「微破壊試験」と「非破壊試験」による測定における留意点を表 5 に示す。

表 5 各種強度試験法の留意点

試験法		補修の 要否	試験可能 時期	試験実施 必要条件	使用コンクリート の条件	備 考
微 破 壊	外部供試体	不要 (美観等の 問題により 必要な場合 もあり)	脱型直後 から可能 (注 1)	必要水平幅として 外部型枠寸法 +100mm 以上	スランプ≧8cm (注 3) 粗骨材最大寸法 ≦40mm	外部型枠を設置する必要があるため 事前に発注者との 協議が必要
	小径コア	必要	強度 10N/mm ² 以上 より可能 (注 2)	部材厚さとしてコア 直径の 2 倍以上	圧縮強度≦70N/mm ² 粗骨材最大寸法 ≦40mm	鉄筋探査により鉄筋がない位置を選 定
非 破 壊	超音波法	不要	脱型直後 から可能 (注 1)	必要幅として 1000mm 以上 (探触 子設置間隔)	特になし	コンクリートの種 類ごとに事前に円 柱供試体を用いた 検量線の作成 (圧 縮強度推定用) が 必要
	衝撃 弾性波法			必要幅として 450mm 以上 (探触 子・ハンマー間隔)		

注 1) 測定精度を向上するため、可能な限りコンクリート材齢 28 日に近い時期に試験を実施することが望ましいが、現場の工程に支障の及ばないよう材齢によらず、同日中に複数箇所の試験を行うことができる。

注 2) コンクリートの配合によるが、目安として打設日から 1 週間以降。

注 3) スランプ 8cm は購入時に指定する値であり、測定値は許容の下限値である 5.5cm 以上のコンクリートを使用。

6.2 測定者

本測定の実施に際しては、各試験に固有の検査技術ならびにその評価法について十分な知識を有することが必要である。このため、施工者は、測定者の有する技術・資格などを証明する資料を添付し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

6.3 測定回数

原則として打設回（以下、「打設ロット」という）ごとに測定を行うものとする。1 打設ロット当たりの測定数を表 6 に示す。

表 6 1 打設ロット当たりの測定数

試験法		1 打設ロット当たりの測定数
微破壊	外部供試体	・ 1 打設ロットの測定に用いる外部供試体は 1 体とする。 ただし、1 構造部位*1 が 1 打設ロットで施工される場合には、1 構造部位あたり 2 供試体とする。
	小径コア	・ 1 打設ロットの測定に用いる小径コアは 2 本とする。 ただし、1 構造部位*1 が 1 打設ロットで施工される場合には、1 構造部位あたり 4 本とする。
非破壊	超音波法	・ 原則として 1 打設ロット当たり、3 測線とする*2。
	衝撃弾性波法	

*1： ここで、構造部位とは以下のことをいう。

橋梁下部工： フーチング部、脚部（柱・壁部）、張出部

橋梁上部工： 1 径間当たりの上部構造物

*2： 打設時期、配合など）同一条件での打設が複数回にわたる場合に、一定の条件を満たした場合は、2 打設目以降の打設ロットについては、1 打設ロット当たりの測定測線数を 3 測線から 1 測線に縮減してよいものとする。（測線数の縮減に係る詳細は、別途、「6.6 測定における測線の縮減について」を参照のこと。）

6.4 測定位置

(1) 測定位置の選定

測定位置は、図 3、図 4、図 5 を参考として可能な限り対象構造物の異なる側面において打設高さの中間付近を選定する。

なお、試験回数や測定位置について、対象構造物の形状や構造により上記により難しい場合には、発注者と協議の上、変更してもよい。

(2) 測定位置決定及び測定に際しての留意点

各測定方法において測定位置を決定する際には、表 7 の留意事項に配慮し決定するものとする。

表 7 測定位置決定及び測定に際しての留意点

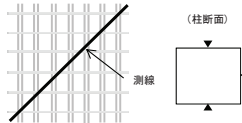
試験法		留意点
微破壊	外部供試体	型枠取付け位置は、打設計画から高さの中間層の中央付近とし、仮設物との干渉が生じないよう留意する。
	小径コア	鉄筋位置を避けて採取することが必要であるため、配筋状態を把握する。
非破壊	超音波法	鉄筋の影響を受けないよう、右図に示すように鉄筋に対して斜めに測定する。 
	衝撃弾性波法	

図 鉄筋に対する測線設定例

(3) 測定箇所の配置例

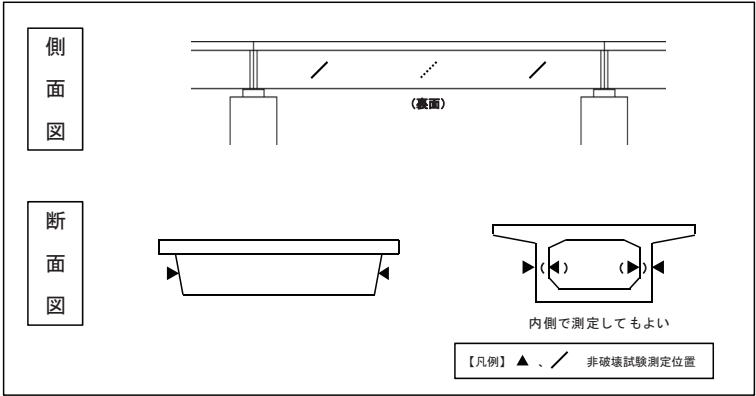


図3 橋梁上部工の測定位置（例）

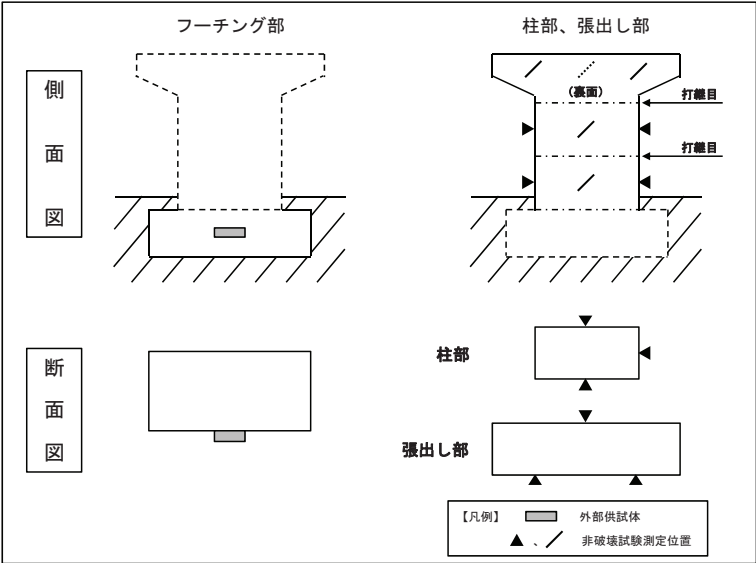


図4 橋梁下部工の測定位置（例）

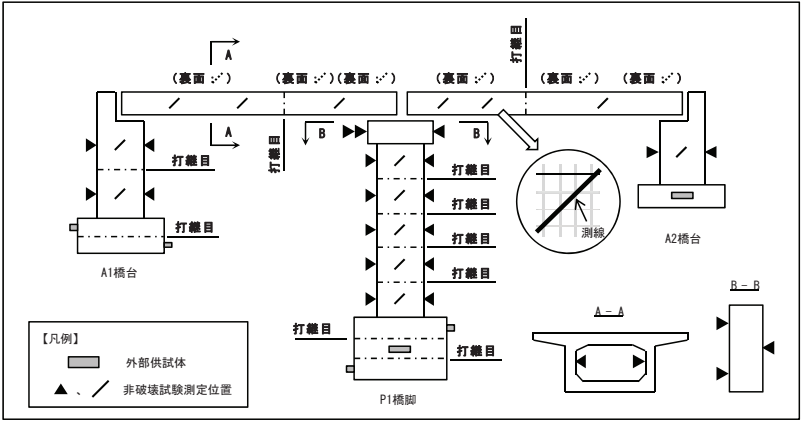


図5 微破壊・非破壊試験の測定箇所配置図（例）

表8 微破壊・非破壊試験の測定箇所数（例）

構造部位			試験法	コンクリート 配合	打設 ロット数	供試体数 又は測線数 (箇所)
上部工	A1～P1		非破壊試験 (注1)	36-8-25H	2	3
						3 ※
	P1～A2			36-8-25H	2	3
						3 ※
下部工	張出部	P1		30-8-25BB	1	3
	壁・柱部	A1		27-8-25BB	5	3
		P1				3 ※
						3
			3 ※			
			3 ※			
		3 ※				
	A2		1	3		
	工	フーチング部 (注2)	A1	24-8-40BB	2	(1) <2>
						(1) <2>
P1			3		(1) <2>	
A2					(1) <2>	
			1	(2) <4>		

注1）非破壊試験を実施する場合、測線数については、縮減できる場合がある（※）。詳細は、「6.6 測定における測線の縮減について」を参照のこと。

注2）フーチング部における微破壊試験による測定の供試体数について

（ ）内は、外部供試体による試験の場合、< >内は、小計コアによる試験の場合の供試体数を示す。

6.5 判定基準

測定により得られたコンクリート構造物の強度の適否判定は、以下の表 9 及び表 10 に示す判定基準により行う。

表 9 試験回数と判定基準（微破壊試験の場合）

試験法	判定基準
外部供試体	供試体の平均強度値※1 ≥ 設計基準強度（SL） かつ、個々の強度値 ≥ 設計基準強度の 85%（0.85SL） ※1：1 構造部位あたり 2 供試体以上の平均とする。
小径コア	コアの強度平均値※2 ≥ 設計基準強度（SL） かつ、個々の強度値 ≥ 設計基準強度の 85%（0.85SL） ※2：1 構造部位あたり 4 本以上の平均とする。

表 10 試験回数と判定基準（非破壊試験の場合）

1 打設ロットあたりの測線数	判定基準
3 測線の場合	強度平均値 ≥ 設計基準強度（SL） かつ、個々の強度推定値 ≥ 設計基準強度の 85%（0.85SL）
1 測線の場合（注 1）	強度値 ≥ 設計基準強度（SL）

注 1）打設時期、配合など同一条件での打設が複数回にわたる場合に、一定の条件を満たした場合は、2 打設目以降の打設ロットについては、1 打設ロット当たりの測定測線数を 3 測線から 1 測線に縮減してよいものとする。（測線数の縮減に係る詳細は、別途、「6.6 測定における測線の縮減について」を参照のこと。）

6.6 測定における測線の縮減について

打設時期、配合など同一条件での打設が複数回にわたる場合に、以下の条件を満たした場合は、2 打設目以降の打設ロットについては、1 打設ロット当たりの測定測線数を 3 測線から 1 測線に縮減してよいものとする。

(1) 測線数の縮減条件

1) 同一打設条件の定義

複数の打設ロットにおいて、表 11 に示す事項のいずれにも該当する場合、打設条件は同一と見なしてよい。

表 11 打設条件が同一と見なす必要条件

項目	必要条件
打設時期	時期が近いこと（概ね連続する 3 ヶ月程度、かつ、養生方法が同一）
コンクリート配合	同じであること
断面形状	断面形状がほぼ同じであること
1 回の打設量	打込み高さがほぼ同じであること

2) 測線数を縮減する場合における強度判定について

「1) 同一打設条件の定義」により同一条件と見なされる打設ロットにおいて、測線数を縮減する場合は、以下の手順により強度判定を行うものとする。（図 6 参照）

a) いずれか 1 つの打設ロット

通常の手順と同様、3 測線の計測を行い、強度判定を行う。

b) a) 以降（2 打設目以降）の打設ロット

1 測線の計測を行い、強度推定値が設計基準強度以上であることを確認する。

ただし、1 測線の強度推定値が設計基準強度を下回る場合は、通常の手順と同様、3 測線の計測を行い、強度判定を行うものとする。

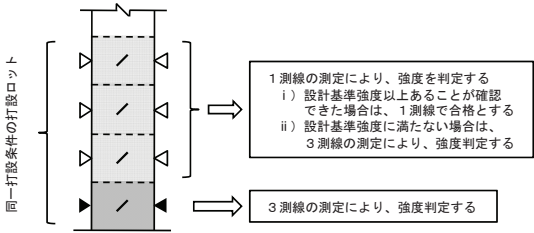


図 6 測定数を縮減する場合における強度判定

(2) 測定箇所の配置例

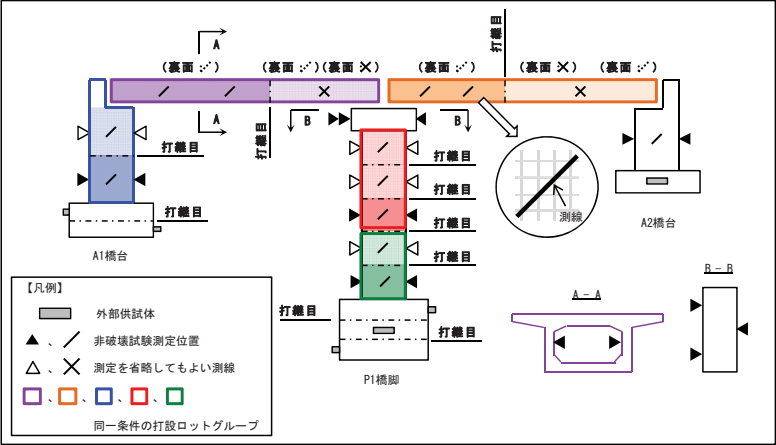


図 7 微破壊・非破壊試験の測定箇所配置図（例）

表 12 微破壊・非破壊試験の測定箇所数（例）

構造部位			試験法	コンクリート 配合	コンクリート打設		供試体数 又は測線数 (箇所)		
					打設 ロット数	打設ロット			
上部工	A1～P1		非破壊試験	36-8-25H	2		打設ロット 1 3 1※1 あるいは 3		
	P1～A2			36-8-25H	2		打設ロット 1 3 1※1 あるいは 3		
下部工	張出部	P1		30-8-25BB	1		打設ロット 1 3		
	壁・柱部	A1		27-8-25BB	2		打設ロット 1 3 1※1 あるいは 3		
							打設ロット 1 3 1※1 あるいは 3		
		P1			5		打設ロット 3 3 1※1 あるいは 3 1※1 あるいは 3		
							打設ロット 4		
							打設ロット 5		
							打設ロット 1		
		フーチング部			A1	24-8-40BB	2		打設ロット 1 (1) <2> (1) <2>
									打設ロット 1 (1) <2>
P1	3			打設ロット 2 (1) <2> (1) <2>					
				打設ロット 3 (2) <4>					
				打設ロット 1					

※1 強度推定値が設計基準強度以上であることが確認できた場合は、1 打設ロット当たりの測定測定数を 1 測線としてよい。ただし、1 測線の強度推定値が設計基準強度を下回る場合は、3 測線の測定を行うものとする。

注) フーチング部における微破壊試験による測定の供試体数について

() 内は、外部供試体による試験の場合、< > 内は、小計コアによる試験の場合の供試体数を示す。

非破壊試験による
鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)

平成 24 年 6 月

国土交通省大臣官房技術調査課

目 次

1. 適用範囲	1
2. 測定箇所及び名称等	1
3. 測定機器	1
4. 測定者	2
5. 判定基準	2
6. 受注者による施工管理	2
7. 監督職員による確認	2
8. 検査職員による検査	2
9. 測定結果報告書	3
10. 根入れ長の測定の流れ	3
11. 支柱埋め込み及び測定時の注意事項	3

1. 適用範囲

本要領は、土中埋め込み式^{※1}の鋼製防護柵（防止柵も含む）における支柱^{※2}の根入れ長について、測定機器を用いた非破壊試験により測定する場合に適用する。

※1 本要領が対象とする土中埋め込み式は、図1の支柱を土中に埋め込む方式であり、図2の支柱をコンクリートに埋め込む方式は対象外である。図3の支柱をコンクリートで巻き付ける方式については、測定可能な機器を用いる場合は対象とする。

※2 本要領が対象とする支柱は、曲り部のない直管とする。

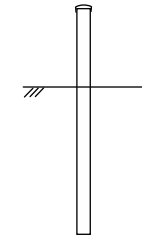


図1 支柱を土中に埋め込む方式

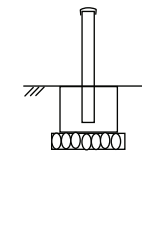


図2 支柱をコンクリートに埋め込む方式

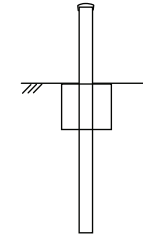
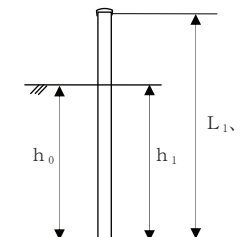


図3 支柱をコンクリートで巻き付ける方式

2. 測定箇所及び名称等

測定箇所及び名称等は下記のとおりである。



h_0 : 設計根入れ長	(設計の根入れ長)
h_1 : 測定根入れ長	(測定機器により測定した根入れ長)
L_1 : 測定支柱長	(測定機器により測定した支柱長)
L : 支柱実寸長	(巻き尺等により測定した支柱長)

図4 測定箇所及び名称等

3. 測定機器

(1) 測定機器の性能基準

使用する測定機器の特性に応じ、測定に悪影響を及ぼさない環境下（支柱埋め込み前の地上部における測定など）において、測定機器が下記の性能基準を満たすものとする。

性能基準

支柱長 2,600 mm 以下の鋼製防護柵において、測定支柱長 (L_1) と支柱実寸長 (L) との差 (測定誤差) が ± 30 mm の範囲であること。

$$-30 \text{ mm} \leq \{ \text{測定支柱長} (L_1) - \text{支柱実寸長} (L) \} \leq +30 \text{ mm}$$

（２）監督職員による測定機器の性能確認

請負者は、監督職員の立会いの下、巻き尺等により支柱長（ L ：支柱実寸長）を測定し、また使用する測定機器により支柱長（ L_1 ：測定支柱長）を測定する。

監督職員は、この測定結果から、前頁（１）に基づき測定機器の性能を確認する。

なお、測定機器の性能確認を実施する支柱は、鋼製防護柵の種別毎に１本以上とする。

４． 測定者

測定者は、測定機器の操作方法及びその評価法について十分な知識を有する者とする。

なお、資格等（講習会の受講等も含む）を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有する者とする。

５． 判定基準

根入れ長の判定基準は、下記のとおりである。

判定基準

測定根入れ長（ h_1 ）と設計根入れ長（ h_0 ）との差（測定誤差）が下記の範囲であること。

$$-100\text{mm} \leq \{ \text{測定根入れ長} (h_1) - \text{設計根入れ長} (h_0) \} \leq +100\text{mm}$$

６． 受注者による施工管理

受注者は、非破壊試験の実施計画（測定機器の選定、測定原理・手順等）を検討し、これを盛り込んだ施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。受注者は、監督職員が指示した支柱（種別毎に支柱総数の２０％以上の支柱）に対して、測定機器による非破壊試験を実施する。

受注者は、非破壊試験の実施後、測定結果をとりまとめた測定結果報告書（「９．測定結果報告書」参照）を速やかに作成し、監督職員へ提出する。

７． 監督職員による確認

監督職員は、受注者が実施する非破壊試験に対し、１工事につき１回以上立会うとともに、測定結果報告書により、支柱の根入れ長の適否を「５．判定基準」に基づき確認する。

８． 検査職員による検査

検査職員は、検査（既済部分検査、中間技術検査、完成検査）時に測定結果報告書により、適正な支柱の根入れ長の確保を確認する。

９． 測定結果報告書

測定結果報告書は、表１に示す内容を網羅して作成する。作成にあたっては、別添「測定結果報告書作成要領(案)」を参考にする。

表１ 報告の内容

種別	報告事項	添付資料
測定方法等	工事件名	
	工事場所	
	鋼製防護柵の種別・測定箇所（支柱番号）	測定位置図
	測定機器（名称、製造会社、連絡先、校正記録）	
	測定原理・手順	
性能確認	確認（測定）日 監督職員（確認者）、測定者 測定箇所（支柱番号） 測定結果（ L_1 、 L 及びその差分）	①支柱長測定結果一覧表 （状況写真添付） ②測定データ （音速又は波速、日時分秒記載） ③測定者の資格証の写し （資格がある場合）
根入れ長確認	測定日 監督職員（確認者）、測定者 測定箇所（支柱番号） 測定結果（ h_1 、 h_0 及びその差分）	①根入れ長測定結果一覧表 ②測定データ （音速又は波速、日時分秒記載） ③測定者の資格証の写し （資格がある場合）

１０． 根入れ長の測定の流れ

非破壊試験による根入れ長の測定の流れは、図５のとおりである。

１１． 支柱埋め込み及び測定時の注意事項

（１）支柱に損傷等を与えないために

支柱先端部等の損傷又は変形は、非破壊試験を用いた根入れ長測定においてその測定に悪影響を及ぼすことが懸念される。このため、支柱先端部等に損傷、変形を与えることが想定される舗装部については、必ずコア抜き等によりそれを取り除いてから支柱の埋め込みを行うこと。

また、玉石等の存在により支柱先端部等に損傷、変形が想定される場合は、監督職員と協議すること。

（２）接触媒質の適正使用

超音波を用いて測定する際に使用する接触媒質[※]については、気温等現場状況に応じて適切に選択し使用すること。

※ 超音波探触子で発生した超音波を支柱に効率よく伝達させるために用いるゼリー状の物質

※根入れ長の判定基準に適合しない場合はすべて引き抜きを実施する

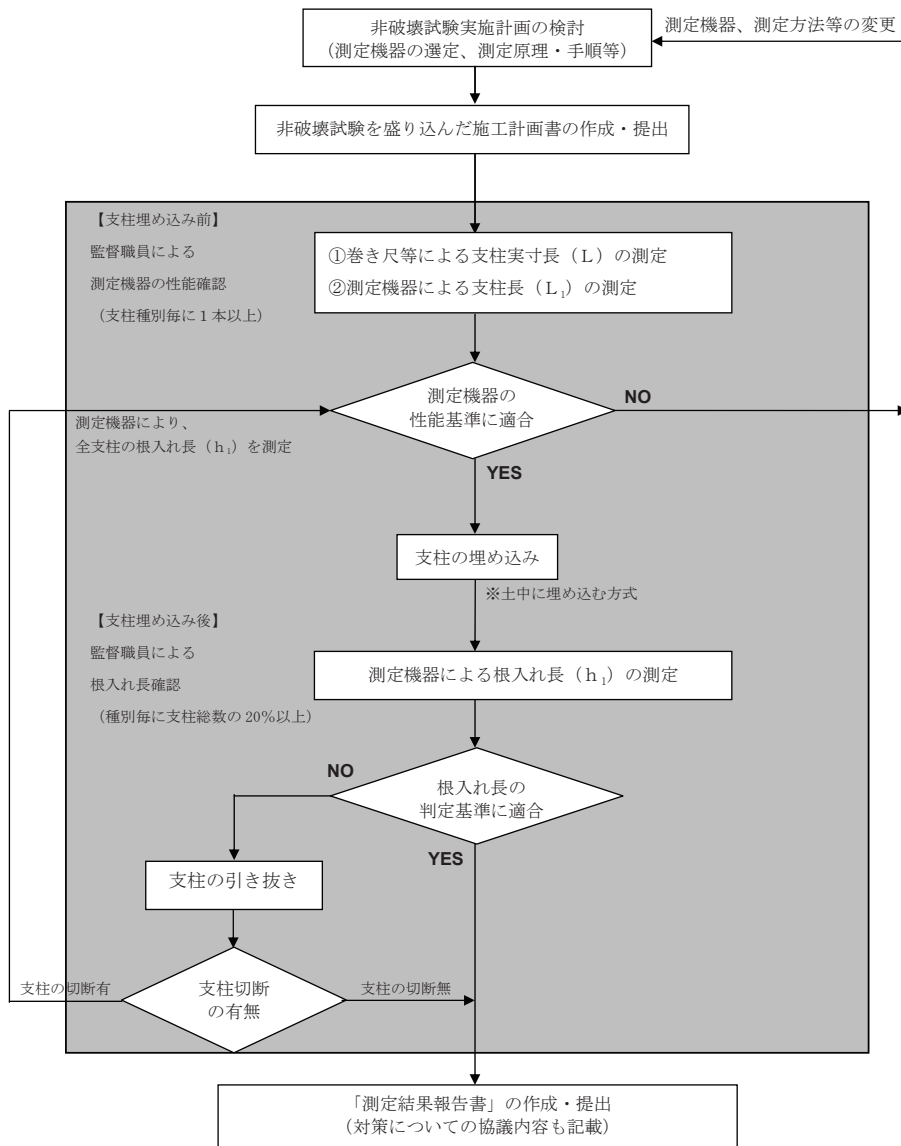


図5 根入れ長の測定の流れ

4

測定結果報告書作成要領（案）

（非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定）

平成 24 年 6 月

国土交通省大臣官房技術調査課

本要領は、「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）－平成 24 年 6 月－」の「6. 受注者による施工管理」で定めている「測定結果報告書」の作成方法、留意すべき事項等を示したものである。

目 次

1. 工事件名	1
2. 工事場所	1
3. 鋼製防護柵	1
4. 測定機器	1
5. 測定原理・手順	2
6. 測定機器の性能確認	3
7. 根入れ長確認	4

1. 工事件名

当該工事の工事件名を記載する。

(例)
○○○○○○○○○○工事

2. 工事場所

当該工事の工事場所を記載する。

(例)
東京都港区○○○○○○○○○○地先

3. 鋼製防護柵

本工事で設置する全ての鋼製防護柵の種別（仕様記号、塗装品・メッキ品）、延長、本数を記載する。

また、測定位置図（測定した支柱が特定できるよう、測定した支柱に番号を付けた図面）を作成し、添付する。

(例)
G r - C - 2 E ○○m、 3 本 （塗装品）
G r - C - 4 E ○○m、 4 0 本 （塗装品）
G r - C - 4 E 2 ○○m、 1 0 本 （塗装品）
G r - C - 4 E ○○m、 5 本 （メッキ品）

4. 測定機器

測定機器の名称、製造会社、連絡先、校正記録を記載する。

(例)
機器名称 ○○○○○○○○○○○
製造会社 (株) ○○○○○○
連絡先 ○○県○○市○○○ ○-○-○
 ○○-○○○-○○○
校正記録 平成○年○月○日 ○○○○○○○○
 平成○年○月○日 ○○○○○○○○

5. 測定原理・手順

測定原理の概要を記載する。

測定手順については、「測定機器の性能確認」と「根入れ長確認」に分けて記載する。

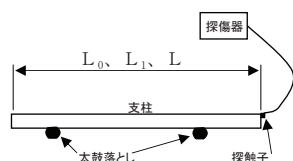
(1) 測定原理

(2) 測定手順

【測定機器の性能確認】

図と説明文により、測定手順を簡潔に記載する。

(例)



L_0 : 設計支柱長 (設計の支柱長)
 L_1 : 測定支柱長 (測定機器により測定した支柱長)
 L : 支柱実寸長 (巻き尺により測定した支柱長)

《測定手順》

- ①設計支柱長（ L_0 ）を確認
 - ②巻き尺により、支柱長（ L ：支柱実寸長）を測定
 - ③測定機器により、支柱長（ L_1 ：測定支柱長）を測定
 - ④測定支柱長（ L_1 ）と支柱実寸長（ L ）との差（ $L_1 - L$ ）により、測定機器の性能確認
- 性能基準 $-30\text{ mm} \leq (L_1 - L) \leq +30\text{ mm}$

【根入れ長確認】

「測定機器の性能確認」と同様、図と説明文により、簡潔に記載する。

検査時の書類審査において、検査職員がこれを読んで理解できるよう、どの箇所を何により、どんな手順で鋼製防護柵の根入れ長を測定したのか記載する。

6. 測定機器の性能確認

確認（測定）日、監督職員（確認者）、測定者、確認内容（測定結果）を記載する。

また、測定要領(案)では、鋼製防護柵の種別毎に「測定機器の性能確認」を実施することとしているが、鋼製防護柵の種別については、下記の取り扱いとするので、これに基づき測定機器の性能確認の対象支柱を設定すること。

- ① 支柱の長さ、材質・形状、根入れ長が同じであれば、設置スパンやブラケット（間隔材）等が異なっても同じ種別の鋼製防護柵とする。
- ② 塗装品とメッキ品は、違う種別の鋼製防護柵とする。

(例) G r - C - 2 E (塗装品) 3本

Gr-C-4E (塗装品) 40本

Gr-C-4E2 (塗装品) 10本

Gr-C-4E (メッキ品) 5本

上記においては、Gr-C-4E（塗装品）及びGr-C-4E（メッキ品）が測定機器の性能確認の対象支柱となる。

(1)確認(測定)日

(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 監督職員（確認者）

(例)

所属 ○○○○事務所 ○○○○○○

氏名 ○○○○

(3) 測定者

(例)

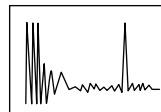
所属 (株) ○○○○○○ ○○○○○○

氏名 ○○○○

(4) 確認内容 (測定結果)

様式-1により、「支柱長測定結果一覧表」を作成（Microsoft Excel）し、添付する。

また、測定データ（波形）も整理して、添付する。



(例)

確認内容（測定結果）は、「支柱長測定結果一覧表」のとおり。

様式-1

7. 根入れ長確認

測定日、監督職員（確認者）、測定者、確認内容（測定結果）を記載する。

(1) 測定日

(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 監督職員（確認者）

(例)

所属 〇〇〇〇事務所 〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

(3) 測定者

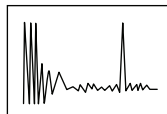
(例)

所属 (株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

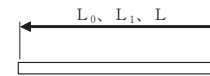
(4) 確認内容（測定結果）

様式-2により、「根入れ長測定結果一覧表」を作成（Microsoft Excel）し、添付する。
また、測定データ（波形）も整理して、添付する。



(例)

確認内容（測定結果）は、「根入れ長測定結果一覧表」のとおり。



L_0 : 設計支柱長（設計の支柱長）
 L_1 : 測定支柱長（測定機器により測定した支柱長）
 L : 支柱実寸長（巻き尺等により測定した支柱長）

《測定機器の性能基準》
 $-30\text{ mm} \leq (L_1 - L) \leq +30\text{ mm}$

支柱長測定結果一覧表

測定日 平成21年12月1日

(単位: mm)

種別	設計支柱長 L_0	測定支柱長 L_1	支柱実寸長 L	$L_1 - L$ $\pm 30\text{ mm}$ でOK	備考
Gr-C-4E 塗装	2,100	2,095	2,105	-10	
Gr-B-4E //	2,200	2,205	2,190	15	
Gr-C-4E メッキ	2,100	2,095	2,095	0	

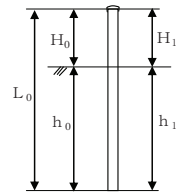
設計値を入力

測定値を入力

入力不要(自動計算)

鋼製防護柵の仕様記号及び塗装品・メッキ品の別を記載

測定機器の性能確認時の
状況写真を添付（1枚）



L_0 : 設計支柱長 (設計の支柱長)
 H_0 : 設計支柱高 (設計の支柱高)
 h_0 : 設計根入れ長 (設計の根入れ長)
 H_1 : 測定支柱高 (巻き尺等により測定した支柱長)
 h_1 : 測定根入れ長 (測定機器により測定した根入れ)

《根入れ長の判定基準》
 $-100\text{mm} \leq (h_1 - h_0) \leq +100\text{mm}$

根入れ長測定結果一覧表

測定日	平成21年12月23日	支柱番号 1～10
	平成21年12月24日	支柱番号11～25

(單位：mm)

[illegible]

※根入れ長確認時の状況写真は不要

・支柱の根入れ部(舗装から支柱の根入れ長部先端まで)の土層構成を記入して下さい。

断面

断面①		備考
舗装(表層+中間層+基層)	15	舗装(表層+中間層+基層)
路盤(上層+下層)	40	路盤(上層+下層)
路床(地山)	95	路床(地山)
上記の合計	150	上記の合計
■支柱根入れ部の周辺状況 占用物件等なし		■支柱根入れ部の周辺状況 占用物件等なし

断面②

土層構成	備考
舗装(表層+中間層+基層)	13 インターロッキング
路盤(上層+下層)	10
路床(地山)	127
上記の合計	150

■支柱根入れ部の周辺状況
占用物件等なし

断面③

土層構成	備考
舗装(表層+中間層+基層)	
路盤(上層+下層)	
路床(地山)	150 客土
上記の合計	150

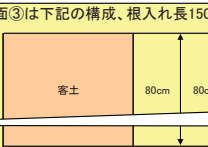
■支柱根入れ部の周辺状況
深度約1.2mのところに水道管あり、水道管と支柱の離れは約30cm

断面②は下記の構成、根入れ長150cmの場合



・砂はインターロッキング厚に含めて下さい

断面③は下記の構成、根入れ長150cmの場合



・客土は路床扱いとします。

根入れ部150cmに合わせて数値を入力

アスファルト舗装以外は、必ず「備考」に舗装種別等を記入

断面	
舗装(表層+中間層+基層)	
路盤(上層+下層)	
路床(地山)	
上記の合計	0

■支柱根入れ部の周辺状況

断面	
舗装(表層+中間層+基層)	
路盤(上層+下層)	
路床(地山)	
上記の合計	0

■支柱根入れ部の周辺状況

・支柱根入れ長部に占用物件や測定に影響を及ぼすと思われる物体等が支柱と1m以内に存在する場合は、深度と離れを記入して下さい。
・それらが無い場合は、「占用物件等なし」と記入して下さい。

断面③	
舗装(表層+中間層+基層)	
路盤(上層+下層)	
路床(地山)	
上記の合計	0

■支柱根入れ部の周辺状況

断面	
舗装(表層+中間層+基層)	
路盤(上層+下層)	
路床(地山)	
上記の合計	0

■周辺状況

7

506